

兵庫県養父市

地域おこし協力隊募集要項

中山間地域（別宮の棚田）振興「農ある暮らし、あなたのX提案で彩る」



「棚田」は、農産物の供給にとどまらず、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の多面的機能を有しています。

「養父市（やぶし）」は中山間地域に位置づけられ、棚田の多いまちです。棚田を有する地域では、美しい棚田と農山村風景を守る取り組みを行っています。そうした取り組みにより、市内で3つの地域（別宮地区、宮垣地区、能座地区）は、国が認定する「つなぐ棚田遺産」に指定されました。

その中でも、別宮（べっくう）地域は、氷ノ山後山那岐山国定公園エリアに属しており、棚田遺産の指定を受けた後、棚田地域振興法に基づく指定棚田地域にも指定され、地域住民が日々農地を守る取り組みを行っています。また、本市にはウィンタースポーツが楽しめる県下でも有数のスキー場が4つありますが、別宮地域にはその内の一つ「ハイパーボウル東鉢スキー場」があり、地元住民の手で運営されています。

そんな養父市の別宮地域において、地域おこし協力隊として、棚田を活用した農業や大自然を活かした活動、観光資源のPR等の活動に取り組みながら、ここでこそ実現可能なライフスタイルの創出や魅力発信、地域住民の方々と調和した地域活性化に取り組んでみませんか。

養父市であなたの才能を発揮しませんか？
ご応募お待ちしております！



養父市イメージキャラクター
やっぶー



やっぶーのお友達
やっぴー

1. 業務概要

行政、地域住民及び関係団体と協力・連携し、次のような「地域おこし活動」をしていただきます。

■農業に関すること

- (1) 農業を基盤に得意分野（やりたいこと）を活かして地域に新しい風を吹き込む活動
- (2) 主として別宮地域での農業生産活動（米作、高原野菜等）

ただし、就任初期は地域農業者との農業作業、概ね2年目以降、自立を想定した農業生産活動

- (3) 地域住民との協働で取り組む棚田活用事業

※ 学生団体と連携した活動支援

※ 別宮地域等と農地の保全、棚田の景観維持活動

■提案型「X」（半農半X）に関すること（次の要素に係る提案）

- (1) 棚田地域の魅力やここでこそ実現可能なライフスタイルを構築し発信する活動
- (2) 市の観光資源の活用・PRに資する活動
- (3) 自身の持つスキルやアイデア等を活かした独創的な活動など

2. 応募資格

- (1) 令和7年4月1日現在で、年齢が20歳以上（性別不問）
- (2) 三大都市圏等都市部に在住し、採用後養父市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方。（ただし、条件不利地からの場合、制限されることがあります。）
- (3) 過疎地域等の活性化に意欲があり、地域住民と親交を深める意思のある方。
- (4) 契約期間満了後に養父市内で起業、就業して定住する意思のある方。
- (5) 自らの意思及び責任において活動を実施できる方。
- (6) 自らの力で生活を維持することができる方。
- (7) 契約期間を全うする意思のある方。
- (8) 心身ともに健康で、正常な状態で誠実に職務ができる方。
- (9) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する普通自動車免許以上の免許を有している（ペーパードライバーでなく、実際に運転できる）方。
- (10) 農作業経験を有し、トラクター等農作業小型特殊車両の運転が可能の方（別紙経歴調書作成のこと）
- (11) パソコン（ワード・エクセル・パワーポイント・インターネット操作など）の一般的な操作のできる方。
- (12) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。

3. 募集人数 1人

4. 活動地域 養父市別宮地域ほか市内全域

5. 活動日

契約する活動に対して、予定している成果を達成することができる日数

※一か月単位で判断します。（原則 20日間／月）

※活動内容によっては、土・日・祝日の活動も含まれます。

6. 活動時間

契約する活動に対して、予定している成果を達成することができる時間

（原則 7時間／日）

7. 活動期間

委嘱日から活動開始年度の3月31日まで(予定)

※活動に取り組む姿勢、活動成果等を勘案し、最長で3年まで延長します。

※着任日については、相談のうえ決定します。

※契約は年度単位とします。

8. 報償費

月額 224,000円

※予定していた成果が達成されない場合は、減額してお支払いする場合があります。

※活動に必要な経費については、予算の範囲内で別途支給。（例：住居手当40,000円以内、車両手当20,000円程度、活動に必要な消耗品や経費等）

9. 待遇等

- (1) 本市との雇用契約はありません。業務委嘱契約によるものです。
- (2) 社会保険・損害賠償保険には各自で加入をお願いします。
- (3) 確定申告は各自をお願いします。
- (4) 本市までの交通費、引越しに必要な経費は自己負担となります。
- (5) 活動期間中の住居は、各自で準備をお願いします。ただし、入居に際し必要となる敷金、礼金は予算の範囲内で市が負担します。
- (6) 毎月の家賃は、既定の範囲内をもって市が負担します。
※ただし、食費、光熱費、通信費、駐車場代等は各自でご負担いただきます。
- (7) 田舎暮らしには、通勤や買い物等に自家用車等の移動手段が必要不可欠です。自家用車等の持ち込みをお勧めします。
※隊員活動、生活にかかわらず、市からの車の貸与はありません。ただし農作業車両は地域の方のレンタルも可能です。
- (8) 活動に必要な消耗品・備品等の購入は双方、協議のうえ、決定します。
- (9) 市が必要と認めた研修旅費については、本市の旅費規定に基づき予算の範囲内で支給します。

10. 募集期間

令和7年6月20日（金）から受付

※応募人数に達し次第、予告なく募集を一時停止することがございます。

※応募をご検討の方は下記問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

11. 選考方法

≪第1次審査：書類審査≫

下記の①から⑤の書類（※⑤は任意提出）を準備し、郵送または直接、提出してください。

① 「令和7年度 養父市地域おこし協力隊応募用紙」

※応募用紙には、「志望動機、地域おこしに対する思い」「活動の計画」「半農半Xについて」「活動終了後の自分」の項目があり、記入必須となります。

※「半農半Xについて」は、就任中、退任後に関わらず地域振興に関して、提案項目をできるだけ具体的に記載してください。

②住民票

③普通自動車運転免許証の写し（同等以上の場合は当該免許証）

④農業経験経歴調書

⑤その他PR資料【任意】

※過去に取り組んだ地域おこし活動、社会貢献活動、企画したイベント、事業等の資料や商品開発、研究成果資料等

≪第2次審査：一次面接≫ 【オンライン可】

第1次審査合格者を対象に開催日時、場所等をお知らせします。

※選考結果についてのご質問にはお答えできかねますので、ご了承ください。

≪第3次審査：二次面接≫

第2次審査合格者を対象に開催日時、場所等をお知らせします。

※選考結果についてのご質問にはお答えできかねますので、ご了承ください。

※選考にかかる事務的な経費、交通費、宿泊費等の経費は自己負担でお願いします。ご了承ください。

【問い合わせ・応募先】

養父市役所

○応募について

市民生活部 やぶぐらし・地方創生課

〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675

電話 079-662-3172（直通）

E-mail yabugurashi@city.yabu.lg.jp

○募集内容に関すること

079-664-1450（農地政策課）

E-mail nougyou@city.yabu.lg.jp

○募集内容の内、観光等に関すること

079-664-0285（商工観光課）

E-mail shoukougankou@city.yabu.lg.jp